



2015年12月号

# 二戸労基署ニュース

## ●いわて年末年始無災害運動について

実施期間：平成27年12月1日～平成28年1月31日

### 「安全・安心・家族の笑顔

### 願いはひとつ 年末年始も無災害」

年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の季節に入つて凍結、降雪等の自然要因も加わり労働災害の発生する危険性が高まることから、転倒等の冬季特有災害の防止を図る必要があります。

また、労働災害を未然に防止するためには、関係者が職場の安全について一層深く認識し、労働災害の発生リスクをまだ芽のうちに摘み取っていく努力が肝要です。

各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動して「平成27年度いわて年末年始無災害運動」を展開し、労働災害の根絶に向けて取組みましょう。



## ◆労働災害防止団体等連絡会議の開催について

11月25日、二戸合同庁舎で管内の労働災害防止団体等16団体の代表者などによる連絡会議が開催され、労働災害の発生状況等説明の後、年末年始の無災害運動の内容や各団体からの活動状況等の説明があり、転倒災害防止等の災害防止のポイントについて話し合いがされました。各団体が一丸となり労働災害防止に努めていくことなどが確認されました。



※当日の会議の状況



※「九戸政実」ロゴ入りの「転倒災害防止リーフレット」



## ◇「労働災害発生状況（平成27年1月～11月）」

- 死亡労働災害： 3件（前年比 +3件）林業2件、建設業1件
- 休業4日以上： 110件（前年比 -6件）－ 5.2%減

死亡災害が増加しております。なお、一層の災害防止の取組をお願いします。

- ①「製造業」30件(対前年比-14.3%減)②「建設業」28件(7.7%増)③「道路貨物運送業」5件(-16.7%減)④「林業」8件(同)⑤「水産業」6件(500%増)

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。

## ◆最低賃金の改定について

岩手県最低賃金に続き、自動車小売業等の産業別最低賃金が改定されました。

最低賃金件名	時間額	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成27年10月16日発効)	695円	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 (平成27年12月27日発効)	772円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄鋼業 ①高炉による製鉄業 ②鉄鉄錫物製造業 ③可鍛錫鐵製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鉄錫管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く)</li> <li>・金属線製品製造業 (ねじ類を除く)</li> <li>・その他の金属製品製造業</li> </ul>	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ①手作業による包装又は袋詰めの業務に主として従事する労働者 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はパリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はパリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (平成27年12月20日発効)	740円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・電気機械器具製造業 ①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く)</li> <li>・情報通信機械器具製造業</li> </ul>	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 (平成27年12月20日発効)	758円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光学機械器具・レンズ製造業</li> <li>・時計・同部分品製造業</li> </ul>	
各種商品小売業 (平成27年12月20日発効)	752円	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いざれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)	
自動車小売業 (平成27年12月20日発効)	781円	自動車小売業のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車(新車)小売業</li> <li>・中古自動車小売業</li> <li>・自動車部分品・附属品小売業</li> </ul> なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。	

## ◇労務管理研修会の出席の御礼

平成27年11月19日(木)に二戸市シビックセンター小ホールで約80人の御参加の下、盛会に労務管理研修会が開催されました。お忙しいところ参加いただき、ありがとうございました。

今後とも使用者皆様方には、労働基準法等の関係法令の基本的な知識を保持し適切な労務管理を行っていただくようお願いします。また、コミュニケーションが良く取れ、信頼関係があつて活気のある職場づくりに努めましょう。従業員が生き生きし、企業が永続的に発展し、健全な労働環境並びに安心安全な職場づくりを図ってくださるようお願いします。



なお、御回答いただいたアンケート結果に基づき更なる研修会の改善に努めることとしております。